

- （事業の目的）
- 第1条 コスモスケア株式会社が開設するコスモス向陽台デイサービス（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び第一号通所事業（通所介護型サービス）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態等にある高齢者に対し、適切な指定通所介護及び第一号通所事業（通所介護型サービス）のサービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。
- （運営の方針）
- 第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行う事によって、利用者様の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに利用者様のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 第一号通所事業（通所介護型サービス）のサービス提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う事により、利用者様の心身機能の維持回復を図り、もって利用者様の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
- 2 事業の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者様またはそのご家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。また、利用者様ご本人もしくはご家族より介護記録等の開示を求められた際は、これに応じる。特に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの出来る体制を整える。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- （事業所の名称等）
- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
- 一 名称 コスモス向陽台デイサービス
- 二 所在地 宮城県仙台市泉区向陽台5丁目16番16号
- （職員の職種、員数、及び職務内容）
- 第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。
- 一 管理者 1名（常勤1名 生活相談員・介護員兼務）
- 管理者は、事業所の職員を指導監督し、事業に係わる業務管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 3名（常勤3名 うち管理者・介護員兼務1名、介護員兼務2名）
- ① 生活相談員は、利用者様の心身状況、希望、生活環境を踏まえ、機能訓練等の目標とそれを達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画書を作成すると共に、その実施状況及び目標の達成記録を行う。
- ② 利用者様及びそのご家族の日常生活の相談及び、指導
- ③ 事業に係わる業務全般
- ④ 事業に係わる関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス業者との連絡調整
- 三 介護員 10名 （常勤8名、非常勤2名） 常勤のうち管理者・生活相談員兼務1名、生活相談員兼務2名
- 介護計画に基づく利用者様の機能訓練及び日常生活を営む上で必要な介助
- 四 機能訓練指導員 5名（柔道整復師2名 理学療法士1名 看護師兼務2名）
- 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練計画の作成と指導実施
- リハビリテーション計画の作成と指導実施
- 五 看護師 2名（うち機能訓練指導員兼務2名）
- 利用者様の心身の健康状態、既往歴等を把握し健康管理を行うとともに緊急時にはかかりつけの医者と連携し適切な対処及び記録を行う。
- 従業者は指定通所介護及び第一号通所事業（通所介護型サービス）の提供にあたる。

- （営業日・営業時間）
- 第5条 事業所の営業日及び営業時間とサービス提供時間は、次の通りとする。
- 一 営業日 月曜日から日曜日までとする。（12月30日～1月3日までは休み）
- 二 営業時間 午前8時00分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。
- （指定通所介護及び第一号通所事業（通所介護型サービス）の利用定員）
- 第6条 通所介護利用定員は、1単位30名（通常規模）
- （指定通所介護及び第一号通所事業（通所介護型サービス）の内容）

- 第7条 通所介護及び第一号通所事業（通所介護型サービス）に対するサービスの提供に当たっては、通所者の人格を尊重し、自主性及び社会性を助長し、健康で明るい生活を送っていただくよう努めるものとし、その介護内容は、次のとおりとする。
- 一 健康チェック
- 二 日常生活動作の機能訓練
- 三 入浴サービス（一般浴・機械浴）
- 四 食事サービス
- 五 送迎サービス
- 六 レクリエーション
- 第8条 通所介護及び第一号通所事業（通所介護型サービス）事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣（通所介護）、または仙台市、富谷市、大和町（第一号通所事業（通所介護型サービス））が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割・2割・3割の額とする。
- 2 法定代理受領以外の利用料については厚生労働大臣（通所介護）、または仙台市、富谷市、大和町（第一号通所事業（通所型サービス））が定める基準の額とする。
- 3 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者様から受けることができる。
- 一 食 事 代 750円（おやつ代50円込み）
- 二 お む つ 代 別紙利用料金一覧表の通り
- 三 延長預かり料金 別紙利用料金一覧表の通り
- 四 キャンセル料金 別紙利用料金一覧表の通り
- 五 全各号に掲げるもののほか、通所介護及び第一号通所事業（通所介護型サービス）において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者様に負担させることが適当と認められる費用
- 4 事業所は、前項の費用の額に係るサービス提供に当たってはあらかじめ、利用者様またはそのご家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者様による同意を文書により得るものとする。

- （通常の事業の実施地域）
- 第9条 通常の事業の実施地域は仙台市の一部ならびに富谷市・大和町の一部とする。（下記）
- 【仙台市泉区】
- 明石南、泉ケ丘、泉中央、泉中央南、市名坂、永和台、大沢、桂、北高森、向陽台、将監、将監殿、松陵、高森鶴が丘、天神沢、七北田、歩坂町、山の寺
- 【富谷市】
- 明石、明石台、あけの平、大清水、富ケ丘、成田、東向陽台、日吉台、
- 【大和町】
- もみじヶ丘
- （サービス利用にあたっての留意点）

- 第10条 利用者さまは、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用し、事業所の施設、設備を故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損をした場合等には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 一 利用者さまは、機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等の指示により行うものとします。
- 二 利用者さまは、事業者や他の利用者さまに対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行ってはなりません。
- 三 施設敷地内は禁煙となっております。
- 四 事業所は、利用者さまの心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者さまとそのご家族との協議により、施設、設備の利用方法を決定するものとします。

(利用者さまの相談・苦情窓口)				
第 11 条指定通所介護及び第一号通所事業（通所介護型サービス）において提供される各サービスについてご相談・苦情を賜ります。				
事業所	担当者	（管理者）	山下 由香梨	TEL 022-346-7830
				FAX 022-346-7831
市区町村	仙台市泉区役所	介護保険係		TEL 022-372-3111
	仙台市宮城野区役所	介護保険係		TEL 022-291-2111
	仙台市介護事業支援課	居宅サービス指導係		TEL 022-214-8192
	富谷市役所	長寿福祉課		TEL 022-358-0513
	大和町役場	福祉課		TEL 022-345-7221
行政機関	宮城県国民健康保険団体連合会	相談窓口		TEL 022-222-7700
宮城県社会福祉協議会 福祉サービス利用に関する運営適正化委員会				
				TEL 022-716-9674

- (事故発生時の対応)
- 第 12 条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 二 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 三 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。
- (緊急時等における対応方法)
- 第 13 条 生活相談員等は、サービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。
- (非常災害対策)
- 第 14 条 事業者は、非常災害に対する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるために、定期的に年 2 回は非難、救出その他の必要な訓練を行うものとします。
- 二 防火訓練計画により年 2 回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。
- 三 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- (虐待防止の為の措置)
- 第 15 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- ②虐待の防止の為の指針を整備する。
- ③従業員に対し、虐待の防止の為の研修を定期的を実施する。
- ④前 3 号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く。
- ＜虐待の防止のための責任者 山下 由香梨＞
- 二 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等、利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- (衛生管理等)
- 第 16 条 事業所に置いて感染症が発症し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 一 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。
- (その他運営についての留意事項)
- 第 17 条 事業所は、全ての通所介護事業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。
- ① 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- ② 継続研修 年 1 回
- 二 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 三 事業者は、利用者に対する指定通所介護及び通所介護型サービスの実施について記録を作成し、それを 5 年間保管し、利用者又は代理人の請求に応じ、これを閲覧させ又はその複写物を交付するものとする。
- 四 従業員は業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 五 従業員であつた者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後におい

- てもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 六 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項はコスモスケア株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- こ規定は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。
- こ規定は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。